(趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティちた推進パートナー制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、ゼロカーボンシティちたの実現に向けた取組の推進に賛同する 企業その他団体及び個人事業者(以下「事業者等」という。)をゼロカーボンシティちた推進パートナー(以下「推進パートナー」という。)として認定し、その取 組を推進するものである。

(対象)

- 第3条 本制度の対象は、以下に掲げる全ての条件を満たす事業者等とする。
 - (1) 知多市内に事業所等を有すること。ただし、知多市外の事業者等であっても、 ゼロカーボンシティちたの実現に寄与すると判断できる場合は、この限りでない。
 - (2) 知多市暴力団排除条例(平成23年知多市条例第16号)第2条第1号の暴力 団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと
 - (4) 法令違反その他認定するにふさわしくない事実がないこと (認定要件)
- 第4条 推進パートナーの認定の要件は、ゼロカーボンシティちたの達成に貢献する 取組を率先的に実施していること又は1年以内実施する予定があることとする。

(申請)

第5条 推進パートナーとして認定を希望する事業者等は、ゼロカーボンシティちた 推進パートナー申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第3条及び第4条に規定する要件を満たしており、その内容が適当と認められる場合は、推進パートナーとして認定する。
- 2 市長は、認定した推進パートナーに認定証を交付するとともに、ホームページ上

で周知する。

(協力)

- 第7条 推進パートナーは、ゼロカーボンシティちたの実現に資する市の施策に可能 な範囲で協力するものとする。
- 2 推進パートナーは、毎年7月末までにゼロカーボンシティちた推進パートナー実施状況報告書(第2号様式)を市長に提出する。
- 3 市は、推進パートナーの取組事例を対外的に広報・アピール(市Webサイトへの掲載等)する。
- 4 市は、勉強会、交流会等を開催し、推進パートナーの取組を支援する。 (変更)
- 第8条 推進パートナー認定後、登録状況に変更が生じた場合は、市長にゼロカーボンシティちた推進パートナー変更届(第3号様式)を提出し、登録情報の変更を行うことができる。

(認定期間)

- 第9条 推進パートナーの認定期間は、認定日から令和8年3月31日までとする。 (認定の取消し)
- 第10条 市長は、推進パートナーが次の各号のいずれかに該当するとき、認定を取り消す ことができるものとする。
 - (1) ゼロカーボンシティちた推進パートナー取消届(第4号様式)の提出があったとき。
 - (2) 第3条及び第4条の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 推進パートナーとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(検討)

2 この要綱の施行後、令和8年3月31日を経過した場合において、この要綱の施 行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。